

公認心理師法第7条第2号に係る実務経験について (素案)

公認心理師法（以下、「法」という。）では、大学卒業後、文部科学省令・厚生労働省令で定めた施設において、同省令で定めた期間以上、同法第2条第1号から第3号までの行為（公認心理師の業務）を業として行った者に受験資格を与えることとしている。

実務経験の期間を定めるに当たっては、法附則第3条の規定により、法第7条第2号に掲げる者が同条第1号に掲げる者と同等以上に心理学その他の科目に関する専門的な知識及び技能を有することとなるようにすることが必要である。

1. 施設について

大学院における実習施設として定める施設に準ずる（実習指導者の資格を有する者が1人以上勤務していること）。

2. 実務経験プログラムについて

実務経験については、施設や期間に加えて、一定の基準を満たすプログラムに則って実施する。なお、プログラムの審査及び認定について、当分の間は文部科学省・厚生労働省にて行う。

(プログラムの内容の例)

- ①目標 公認心理師のカリキュラムの到達目標の達成
- ②指導者 心理に関する業務を行っている者（実習指導者の資格を有する者）
- ③内容 以下につき具体的な内容が明記されていること
 - ・ プログラムを適用する者の募集定員
 - ・ ケース担当（3例以上）と多職種との連携を含む自施設における実務経験
 - ・ 他分野の見学・実習体験（2分野 60時間以上が望ましい。）
 - ・ 指導体制と指導スケジュール
 - ・ 到達目標の管理（必要な講義の受講を含む。）

3. 期間について (素案に対する意見は別紙参照)

- ・ 実務経験プログラムを持つ施設において2～3年の実務経験

実務経験の期間について

○素案に対する意見

① 2年以上とすべき

- ・ 素案に示されているプログラムの内容を修了できるのであれば、2年でもよい。
- ・ 1日1時間以上、講義やグループワークと同等の学習を行うのであれば、1週間に5日勤務し、年間30週程度だとすると、2年で300時間の学習ができる。それだけあれば大学院レベルの質を満たす。
- ・ 病院等では2年程度で一人前の知識・技能が身につく。

② 3年以上とすべき

- ・ 実務経験のみではなく、大学院で履修する科目と同等の講義も受講する必要があることから、プログラムを設けた場合であっても、大学院の2年よりも期間が長くかかると想定される。
- ・ 通常3年程度必要なプログラムを2年で行うというのは、公認心理師を目指す者の負担が大きくなる。
- ・ 働きながら、大学院の講義を受けるのと同等の研修を受ける場合に必要な期間を試算したところ、週に1回の研修で4.3年程度、週に1.5回の研修で2.9年程度、週に2回の研修で2.1年程度かかるという結果となった。そのため、少なくとも実務を経験する期間を2年とすることはできない。
- ・ 就職して職場に慣れるのに1年、そこからプログラムを開始し、かつ試験の準備もするとすると、最低でも3年はかかる。

③ 実務経験プログラムを設けずに実務経験の期間を設定すべき

- ・ 4年制の大学を出た後に常勤として現場（例えば福祉分野等の公的機関）で働く場合、将来的に他の分野で経験することが可能となったとしても、プログラムという枠組みがない施設では実務経験として認められなくなる。
- ・ 実務現場での教育制度の整備や教育者の用意ができない。
- ・ 通常業務の他に素案に示されているプログラムのような指導を行うこととすると、指導者の負担が大きい。